

青森県報

号外第百九号

平成十四年十二月二十五日(水曜日)

目 次

人事委員会

人事委員会規則七 一八〇(平成十四年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員 の給料の切替え等)……………	(任用・給与 グループ) …… 一
人事委員会規則七 一八一(平成十五年三月に支給する期 末手当に関する特例措置)……………	(同) …… 二
人事委員会規則七 一九(給料の調整額)等の一部を改正 する規則……………	(同) …… 三
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規則……………	(同) …… 六
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正 する規則……………	(同) …… 七
人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する 規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 七
人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部を改 正する規則……………	(同) …… 八

人事委員会

人事委員会規則七 一八〇(平成十四年改正条例附則第二項の規定による最高の号

給を超える給料月額を受ける職員(任用・給与グループ)の給料の切替え等)をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一八〇

平成十四年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受
ける職員(任用・給与グループ)の給料の切替え等

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年十
二月青森県条例第九十二号)附則第二項の規定に基づき、この規則の施行の日(以
下「施行日」という。)(の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を
受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されること
となる期間について定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 施行日の前日において職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条
例第三十七号。以下「給与条例」という。)(別表第一から別表第六までの職務の級
の最高の号給を超える給料月額(給与条例別表第四イの備考(一)又はロの備考(一)の規
定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給
料月額。以下同じ。)(を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料
月額」という。)(は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×
 その者の施行日の前日における給料月額 施行日の前日におけるその者の属する職務の級に
 (以下「旧給料月額」という。) おける最高の号給の額 +

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額
 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(期間の通算)

第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与と条例第四条第八項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年十二月青森県条例第七十一号)附則第四項及び第五項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 一八一(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一八一

平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年十二月青森県条例第九十二号。以下「改正条例」という。)附則第五項及び第六項の規定に基づき、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置について定めるものとする。

(改正条例附則第五項第一号の継続在職期間に含まれる期間)

第二条 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、平成十四年四

月一日から基準日(同号に規定する基準日をいう。以下この条及び第四条第三項において同じ。)までの間において、職員が人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)

第一条第一号から第五号までに掲げる特別職の職員

二 教育長

三 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の適用を受ける職員

四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年四月青森県条例第五号)の適用を受ける職員

五 公社、公庫等の職員

六 国又は他の地方公共団体の職員

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号)第十二条第一号に規定する退職派遣者

(改正条例附則第五項第二号の給料等の額の算定)

第三条 改正条例附則第五項第二号の人事委員会規則で定める給料月額は、規則七

一八〇(平成十四年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等)第一条の規定を準用して得られる給料月額とする。

この場合において、同規則第二条中「施行日の前日において」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年十二月青森県条例第九十二号。以下この条において「改正条例」という。)附則第五項第一号に規定する継続在職期間(以下「継続在職期間」という。)(のうち)」と、「職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)(とあるのは「期間(以下この条において「特定期間」という。)(がある職員の特定期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額(以下「基礎給料月額」という。)(と、同条の式中「施行日」とあるのは「改正条例第一条の規定による改正後の給与と条例の規定による特定期間」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

2 継続在職期間(改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。次項

において同じ。)において改正条例第一条の規定による改正前の給与条例別表第一から別表第六までの給料表の適用を受けていた期間(改正条例附則第二項に掲げる給料月額を受けていた期間を除く。)がある職員の場合、当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給の同条の規定による改正後の給与条例の規定による給料月額とする。

3 継続在職期間において人事委員会規則七 一九(給料の調整額)等の一部を改正する規則(平成十四年十二月二十五日公布。以下「改正規則」という。)(第二条の規定による改正前の人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する人事委員会規則(平成七年十二月二十二日公布)附則第二項又は第三項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第二項又は第三項の規定により算定した額から改正規則第一条の規定による改正前の規則七 一九(給料の調整額)第一条第二項の規定により算定した額を減じた額に、改正規則第一条の規定による改正後の規則七 一九第二条第二項の規定により算定した額を加えた額とする。

(改正条例附則第六項の企業職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第四条 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める者は、第二条第一号、第二号及び第四号に掲げる者(第三項において「特別職の職員等」という。)とする。

2 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める額は、職員が特別職の職員等であった期間について、当該特別職の職員等に係る給与に関する条例又は規程の改正条例附則第五項各号の規定に相当する規定の例による額とする。この場合においては、当該期間の末日を当該規定の基準日に相当する日とみなす。

(雑則)
第五条 この規則に定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一九(給料の調整額)等の一部を改正する規則

(人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部改正)

第一条 人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表(第二条関係)
ア 行政職労務表

職務の級	調 整 本 額
1 級	5,200円
2 級	6,600円
3 級	8,600円。ただし、1号給8,352円
4 級	9,900円
5 級	10,300円
6 級	11,000円
7 級	11,400円
8 級	12,000円
9 級	13,000円
10 級	13,700円

イ 警察職給料表

11 級	15,600円
イ 警察職給料表	
職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給7,087円、3号給7,384円、4号給7,704円、5号給8,023円
2 級	9,100円。ただし、2号給7,780円、3号給8,109円、4号給8,518円、5号給8,964円
3 級	9,900円。ただし、2号給8,973円、3号給9,351円、4号給9,724円
4 級	10,700円。ただし、1号給10,485円
5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,400円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,100円

ウ 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円、8号給8,793円、9号給9,103円
2 級	11,800円。ただし、2号給8,640円、3号給8,959円、4号給9,283円、5号給9,630円、6号給9,994円、7号給10,498円、8号給11,029円、9号給11,565円

3 級	12,900円 (条例別表第四イの備考(二)に定める職員にあつては、13,100円)
4 級	14,200円

エ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円
2 級	11,700円。ただし、2号給7,366円、3号給7,740円、4号給8,149円、5号給8,640円、6号給8,959円、7号給9,283円、8号給9,630円、9号給9,994円、10号給10,498円、11号給11,029円、12号給11,565円
3 級	12,400円 (条例別表第四ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,600円) ただし、1号給12,285円 (同表ロの備考(二)に定める職員にあつては、12,600円)
4 級	13,900円

オ 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,200円。ただし、2号給10,692円、3号給11,151円
2 級	14,000円。ただし、1号給13,459円
3 級	15,600円
4 級	16,800円

カ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円

2 級	8,100円。ただし、2号給7,983円
3 級	9,700円。ただし、1号給9,319円、2号給9,648円
4 級	10,300円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	13,200円

十 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,876円、3号給7,128円、4号給7,389円、5号給7,668円、6号給8,041円
2 級	10,000円。ただし、2号給8,091円、3号給8,469円、4号給8,887円、5号給9,157円、6号給9,427円、7号給9,706円
3 級	10,400円。ただし、1号給10,021円、2号給10,341円
4 級	10,800円
5 級	11,100円
6 級	12,500円
7 級	13,500円

(人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正する規則(平成七年

十二月二十二日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 平成十五年一月一日(以下「新基準日」といふ。)の前日において給料の調整

を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」といふ。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の規則七 一九(以下この項及び附則第四項において「改正後の規則」といふ。)第二条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給(同日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成八年一月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」といふ。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料月額」といふ。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の規則七 一九(附則第四項において「改正前の規則」といふ。)第二条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料月額」といふ。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数(次項から附則第五項までにおいて「調整数」といふ。)が同一である職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料月額と改正後の仮定給料月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

附則第四項中「前二項」を「附則第二項から前項まで」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員（新基準日以後に新たに職員となった者に限る。）のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。）に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給（新たに職員となった日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、新たに職員となった日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給）の平成八年一月一日において適用される給料月額（新たに職員となった日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあつては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二條第二項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第二條第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料月額と改正後の仮定給料月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得

た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

5 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したものは又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第二項（新基準日以後に新たに職員となった者にあつては、前項）の規定を準用する。
附則別表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第一	平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附則
この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第二の教育職給料表（一）級別資格基準表の備考第二項中「附則第十項の規定によ

り高等学校教諭の」を「附則第八項の規定により高等学校教諭の」に改める。
別表第七の二を次のように改める。

別表第七の二 特定号給表(第二十三条関係)

職務の級	給料表									
	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	一〇級
行政職給料表	一〇号給	九号給	九号給	一五号給	二二号給	一六号給	一四号給	九号給	二三号給	六号給
警察職給料表	二二号給	二〇号給	一四号給	二二号給	二二号給	一八号給	一六号給	一七号給	八号給	
海事職給料表	一〇号給	一〇号給	八号給	二二号給						
教育職給料表(一)	二二号給	二二号給	一一号給							
教育職給料表(二)	二二号給	二二号給	一一号給							
教育職給料表(三)	二二号給	二二号給	一一号給							
教育職給料表(四)	二二号給	二二号給	一一号給							
教育職給料表(五)	二二号給	二二号給	一一号給							
教育職給料表(六)	二二号給	二二号給	一一号給							
研究職給料表	一〇号給	二二号給	二二号給	九号給						
医療職給料表(一)	二二号給	二二号給	一七号給							
医療職給料表(二)	二二号給	二二号給	一七号給							
医療職給料表(三)	二二号給	二二号給	一七号給							
医療職給料表(四)	二二号給	二二号給	一七号給							
医療職給料表(五)	二二号給	二二号給	一七号給							
医療職給料表(六)	二二号給	二二号給	一七号給							

附則

(施行期日等)

- この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
- この規則(別表第二の改正規定に限る。)による改正後の人事委員会規則七 三九の規定は、平成十四年七月一日から適用する。
- この規則の施行の日(昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の人事委員会規則七 三九第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布す

平成十四年十二月二十五日

人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

青森県人事委員会委員長 増田孝介

別表の表を次のように改める。

職員の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
期間の区分	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
1 年 以 上 2 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
2 年 以 上 3 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
3 年 以 上 4 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
4 年 以 上 5 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
5 年 以 上 6 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
6 年 以 上 7 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	49,000
7 年 以 上 8 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	47,200
8 年 以 上 9 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	45,400
9 年 以 上 10 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	43,600
10 年 以 上 11 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	41,800
11 年 以 上 12 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	40,000
12 年 以 上 13 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	38,200
13 年 以 上 14 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	36,400
14 年 以 上 15 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	35,000
15 年 以 上 16 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	33,600
16 年 以 上 17 年 未 満	307,000	268,300	215,800	158,800	100,000	32,200
17 年 以 上 18 年 未 満	302,600	264,300	212,500	156,200	98,400	30,800
18 年 以 上 19 年 未 満	298,200	260,300	209,200	153,600	96,800	29,400
19 年 以 上 20 年 未 満	293,800	256,300	205,900	151,000	95,200	28,000
20 年 以 上 21 年 未 満	289,400	252,300	202,600	148,400	93,600	26,600
21 年 以 上 22 年 未 満	277,200	242,100	195,200	142,700	90,200	26,000
22 年 以 上 23 年 未 満	264,700	231,800	187,500	137,100	86,400	25,300
23 年 以 上 24 年 未 満	252,600	221,800	180,300	131,400	83,000	24,400
24 年 以 上 25 年 未 満	240,300	211,500	172,600	126,000	79,300	23,600
25 年 以 上 26 年 未 満	228,000	201,300	165,200	120,400	75,900	23,000
26 年 以 上 27 年 未 満	212,600	187,400	153,900	112,400	70,900	22,300
27 年 以 上 28 年 未 満	197,500	173,700	143,100	104,400	66,300	21,700
28 年 以 上 29 年 未 満	182,200	160,000	132,000	96,400	61,700	21,000
29 年 以 上 30 年 未 満	166,800	146,100	120,800	88,400	56,700	20,600
30 年 以 上 31 年 未 満	149,100	130,900	108,900	79,700	51,900	20,200
31 年 以 上 32 年 未 満	131,400	115,600	96,900	71,200	46,800	19,400
32 年 以 上 33 年 未 満	113,900	100,600	85,200	62,400	42,100	18,600
33 年 以 上 34 年 未 満	83,200	75,600	65,600	49,500	33,900	17,700
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十四年三月二十九日公布）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の規則七 六七（以下「改正前の規則」という。）の規定により指定されていた職にある職員のうちこの規則による改正後の規則七 六七（以下「改正後の規則」という。）により管理職手当の支給割合が引き下げられることとなる者に対する施行日以後の管理職手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正後の規則に基づく管理職手当の月額が施行日の前日に受ける職務の級及び号給の平成十五年一月一日において適用される給料月額（施行日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員にあつては、人事委員会が定める給料月額）を算出の基礎として改正前の規則の規定を適用したときに得られる管理職手当の月額（以下「仮定管理職手当の月額」という。）に達するまでの間、仮定管理職手当の月額に相当する額とする。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十五日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「（同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年十二月青森県条例第九十二号）第一条の規定による改正後の条例（第四

条第二項において「平成十四年改正後の条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」を加える。

第四条第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「（当該異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額」を加える。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二百十五円一銭